

衛星による漏水検知技術を用いた調査業務のプロポーザル実施要領

1. 実施の背景・目的

本市は、平成 17 年の 1 市 6 町の合併により 603.17 平方キロメートルという広大な給水区域を有することとなった。現在は 1 つの水道事業と 6 つの簡易水道事業を運営しているが、限られた予算下での漏水調査は一部エリアに留まっている。その結果、管路老朽化に伴う漏水が顕在化し、有収率が全国平均を大幅に下回る一因となっている。今後の安定した事業運営のためには、漏水箇所の早期発見による損失水量の抑制、及び重大事故の未然防止に向けた、効率的かつ全域的な管理体制の構築が必要とされる。

については、デジタル技術の導入により漏水可能性が高い箇所を特定し、より効率的、計画的な管路更新・維持に向けた漏水調査を実現することを目的とする。

2. 実施主体 霧島市上下水道部（以下「上下水道部」という。）

3. 試験的な実施の概要

- (1) 業 務 名 衛星による漏水検知技術を用いた調査業務
- (2) 業務場所 霧島市内一円（導水管・送水管・配水管の管路総延長 1,459km）
- (3) 上下水道部の求める提案内容

令和 8 年 7 月 1 日時点で「上下水道 DX 技術カタログ」（令和 8 年 3 月国土交通省公表）に掲載されている技術（発注者が管理する水道管路データ等の提供を受け、受注者が衛星から取得した画像データを AI（機械学習）を用いて解析し、漏水可能性の高い範囲を特定する技術など）により、今後の管路更新・維持を効率的に推進し、有収率の向上を図るために活用できるものであること。

※ 予算額や契約方法等は未定であるが、令和 9 年度以降に成果品を活用した漏水調査業務を別途委託する予定である。

- (4) 選 定 採点方式により 1 社を選定
- (5) 契約期間 契約日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- (6) 費 用 11,154,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (7) 支 払 適正な請求があった日から 30 日以内に支払うものとする。
- (8) そ の 他 令和 9 年度にシステム使用料が必要な場合は、別途契約

4. 公募型プロポーザル参加要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 霧島市の競争入札参加資格を有していること。

- (3) 霧島市から指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年号外政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。

5. 主なスケジュール

- ・ 令和 8 年 7 月 24 日(金) プロポーザルへの参加承諾・辞退届の期限
- ・ 令和 8 年 7 月 29 日(水) 質問書の受付期限（様式 2）
- ・ 令和 8 年 8 月 7 日(金) 質問書に対する回答
- ・ 令和 8 年 8 月 21 日(金) 提案書の提出期限
- ・ 令和 8 年 8 月 25 日(火) プロポーザル
- ・ 令和 8 年 8 月 28 日(金) 選考結果通知・契約
- ・ 令和 9 年 2 月 26 日(金) 納期限

※ プロポーザルの開催時間・場所については、別途お知らせします。

6. セキュリティ対策

上下水道部が提供する水道管路データ及び過去の漏水・修繕データ等及び本業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

7. 提出書類等

- (1) 提出先 上下水道部上下水道総務課
- (2) 提出期限及び提出書類（原則、Microsoft Office Word、PDF、PowerPoint のいずれかの電子データを E-mail で提出してください。）

7 月 24 日(金) (様式 1) プロポーザルへの参加承諾・辞退届

8 月 7 日(金) (様式 2) 質問書

8 月 21 日(金) (任意) 提案書(*ア)

(任意) 提案に対する参考見積書(*イ)

(*ア) 提案書は、「8. プレゼンテーション及び審査基準」の(3)の表中「評価の項目・

評価の視点」に沿って作成し、ページ番号を付してください。

- (*1) ・ 見積書の件名を「衛星による漏水検知技術を用いた調査業務 参考見積」としてください。
- ・ 提案に則った見積額を項目ごと（分析費用、セットアップ費用、諸経費など）に提示し、令和9年度以降にシステム使用料が必要な場合は、見積額に含めず、備考欄に記載してください。
- ・ 2次調査を提案者または提携先企業が実施できる場合は、備考欄に「2次調査の参考費用 ○○○円」（記載できる範囲で構いません。）と記載してください。

8. プレゼンテーション及び審査基準

- (1) プレゼンテーションは、45分以内で提案書を用いて行ってください。また、可能な場合は、成果品のデモンストレーションを行ってください。
- (2) 提案書の電子データをスクリーンに投影してプレゼンテーションを行うことから、提案者は、提案書の電子データを格納したプレゼンテーションに使用するパソコンを用意すること。なお、スクリーンは上下水道部が用意する。
- (3) 提案内容については、次の基準により評価を行う。

評価事項	評価項目	評価の視点	配点	評価及び評価点の目安
実施体制 (計 10 点)	業務実施体制	本業務の目的を理解し、業務を円滑に進められる適切な人員数、配置、分担になっているか。	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 万全である (10) ・ 概ね整っている (5) ・ 不十分である (0)
業務実績 (計 10 点)	参加者の実績	参加者が、国内水道事業体での受託実績を十分に有しているか。	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な実績がある (5) ・ 実績がある (3) ・ 実績が乏しい (0)
	主任技術者、担当技術者の実績	本業務を担当する主任技術者、担当技術者が十分な実績を有しているか。	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な実績がある (5) ・ 実績がある (3) ・ 実績が乏しい (0)
提案内容 (計 40 点)	衛星画像データの加工	ノイズ除去や地理的補正作業により仕上がり品質が十分確保されているか。	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な実績がある (5) ・ 実績がある (3) ・ 実績が乏しい (0)
	漏水可能性の解析	漏水可能性の有無について、正確性が期待できるか。	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な実績がある (5) ・ 実績がある (3) ・ 実績が乏しい (0)
	要求水準以上の付加価値	要求事項以外に、委託成果の価値が向上する提案を盛り込んでいるか。	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に優れている (15) ・ 優れている (13) ・ 標準的な内容である (8)

				<ul style="list-style-type: none"> ・やや不十分である(5) ・不十分である(0)
	成果品の効果的活用	漏水発見率が向上する方策など、成果品を活用した効果的な手段が提案されているか。 ※2次調査を行っている場合は、こちらで提案すること。	15	<ul style="list-style-type: none"> ・特に優れている(15) ・優れている(13) ・標準的な内容である(8) ・やや不十分である(5) ・不十分である(0)
提案価格 (計40点)	継続的な利用のしやすさ	質の高いサービスが比較的安価に提案されているか。	40	<ul style="list-style-type: none"> ・特に優れている(40) ・優れている(30) ・標準的な内容である(20) ・やや不十分である(10) ・不十分である(0)

9. その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は一切返却しない。
- (3) 本実施要領に定めるもののほか、本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、上下水道部と協議の上、必要な措置を講じるものとする。

10. 事務局

〒899-5192 霧島市隼人町内山田一丁目11番11号

霧島市上下水道部 上下水道総務課（担当：蔵原）

電話 0995-42-3518（直通）

FAX 0995-42-2833

E-mail kanri-sui@city-kirishima.jp